

平成十九年九月十二日提出
質問第一四号

大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する質問主意書

一 二〇〇七年九月九日の新聞において、外務省が大使公邸に勤務する料理人（以下、「公邸料理人」という。）に「食の大使」や「味の外交官」などの称号を与える方針を固め、具体名の検討に入ったとの報道がなされているが、右は事実か。

二 一が事実ならば、一を決定するに至った決裁書は作成されているか。この決裁書に秘密指定はなされているか。

三 一の事案を担当する外務省の担当部局及び部局長の任に就く人物について明らかにされたい。

四 一の報道によると、「公邸料理人」の給与は大使の裁量に任されており、外務省からは最大で月額十六万円の補助がなされているとのことであるが、「公邸料理人」の給与の補助に必要な経費として、毎年度どれだけの予算が計上されているか明らかにされたい。

五 「公邸料理人」に称号を与える際、称号の他に何らかの金品や物品が付与されるか。付与されるのならば、その法令上の根拠及びそれにかかる費用の額について説明されたい。

六 「公邸料理人」が提供する和食をはじめとする料理の水準が、我が国の国益にどのような影響を与える

か。外務省の認識如何。

七 「公邸料理人」に対して公的に何らかの称号が付与されることが、具体的に我が国の国益にどのような形で資すると外務省は認識しているか。

右質問する。